



Title	わが国の保険医療における薬剤師業務の改善とその評価
Author(s)	手島, 邦和
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40944
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	て 手 島 邦 和
博士の専攻分野の名称	博 士 (薬 学)
学 位 記 番 号	第 13448 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 9 年 11 月 4 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 名	わが国の保険医療における薬剤師業務の改善とその評価
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 真弓 忠範 (副査) 教 授 那須 正夫 教 授 馬場 明道 教 授 東 純一 教 授 西原 力

論 文 内 容 の 要 旨

薬剤師は「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」(薬剤師法第 1 条)任務を負っているものの、諸般の事情により、その業務の主体である調剤は長い間ほとんど実施されなかつたが、近年ようやく医薬分業の進展とともに薬剤師の中心業務になりつつある。

しかし、現在の調剤業務は単に医師の処方せんのとおりに医薬品を調合すれば業務が完結するものではなく、患者の状況に対応した服薬指導及び投薬後のフォローが求められており、このためにはいわゆる医療薬学の知識、技能も要求されるようになっている。

これに対応するための業務の改善は一つの施策でできるほど単純なものではなく、種々の方面からの総合的な改善を図っていかなければならないものである。筆者は長い間厚生行政業務に携わってきたが、薬事行政、保険行政の両面から医薬分業の推進等を通して、次に示す薬剤師業務の改善を行った。

1 薬剤師が医療の場でその本来の職能を発揮するために医療薬学の知識及び技能が重要であるにもかかわらず、薬学教育には十分に取り入れられておらず、教育側の対応は遅々として進まない。厚生省では薬剤師国家試験を実施し、薬剤師免許を付与している責任から、免許時の知識、技能を確認するための基準を改正することにより、社会的要請に応える方向を示すこととし、薬剤師国家試験制度改善検討委員会を発足し、試験科目の見直し、出題基準の作成等により、全体的に医療薬学を重視した内容に改善した。特に、薬事行政に關係の深い科目の薬事関係法規では出題基準(ガイドライン)に医薬分業の実務に必要な知識として保険医療に関する法規を加えることとした。

2 薬局における、保険調剤に関して薬歴管理料を導入した。

医薬分業により、患者志向の調剤を行うためには、薬局における患者ごとの薬歴管理は必須である。薬歴管理は、患者毎の薬剤投与歴を記録し、投薬に際して、個人の患者に対する医薬品の有効性、安全性をチェックするものである。すなわち、一般の医薬品情報は総論としての情報に過ぎないが、当該患者の過去の投薬及び副作用の履歴又は現在の併用医薬品の状況等の個人情報により患者個人に適用することによって生きた情報として医療の現場に活用され

ことになる。

薬歴管理により、単独の処方せんの監査だけでは発見しにくい重複投与、相互作用がチェックされ、またこれにより発見された疑義については、投与中止、医薬品の変更等の処方内容の変更を生じるものが多く、その重要性が確認された。

3 病院における薬剤師の技術料として薬剤管理指導料を導入した。薬剤管理指導業務は入院患者に対する薬剤業務を医薬品情報(DI)管理、薬歴管理、服薬指導などのセットとし、施設基準に合致した場合に設定できるものである。

この業務は病院薬剤師業務を画期的に転換するものとして期待され、導入後点数の大幅な増額、施設基準の緩和が行われたこともあって、実施病院数は5年後には2,000施設を超え、大規模病院ではその大半が実施している。

また、医師、看護婦及び患者からも高い評価を受け、その効果の例として、服薬遵守の向上や在院期間の減少が示されている反面、薬剤師の臨床知識不足が露呈され資質の向上が強く要請された。

上記の新しい業務の導入により、薬局薬剤師及び病院薬剤師のそれぞれの業務が大幅に改善され、以下のような効果が現れた。

(1) 薬局薬剤師と病院薬剤師の機能分化

薬剤管理指導業務の実施により、病院薬剤師は入院患者に対する業務を重視する方向にシフトし、その反面、外来患者の調剤業務は院外処方せんの発行により、軽減することが現実的な対応である。このため病院薬剤師は入院患者の薬剤業務、薬局薬剤師は外来患者の調剤業務と機能分担が行われることとなった。

(2) 医薬分業の進展

医薬分業率は1988年からの6年間で約1.8倍に増加し、今後も大幅に増加する勢いを示している。

(3) 薬剤師業務の拡張

医療機関及び調剤薬局での業務が社会的にも薬剤師の評価を高め、これにより薬剤師の救急医療への参加、在宅医療への参加等、新しい業務が増えつつある。

これら薬剤師業務の改善により、患者に対する薬物療法がより充実し、医療の質の向上に役立った。

しかし、医薬分業はまだ進展途上であり、今後とも推進のためには第一に薬剤師の資質の向上を図ることであり、第二には医師との対話の積み重ねにより理解を求めることが必要であろう。

論文審査の結果の要旨

薬剤師とは「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する」事を任務とするものであり、この資格を得るために、大学において薬学の正規の課程を修めて卒業し、薬剤師国家試験に合格し、薬剤師の免許を受け、登録されねばならない。このように薬剤師は、国民の健康を守るための医薬品の取り扱いの専門家として位置づけられ、国民医療に貢献することが期待されているにもかかわらず、業務の主体である調剤を行う状況が確保されないことが多かったため、その能力を十分に発揮することが出来ないでいた。なかでも、医薬分業は国民医療の向上に寄与するものであると同時に、薬剤師にとってはその専門的知識及び技能を発揮するために不可欠であると考えられた。

本論文では、医療における薬剤師の果たした役割を歴史的背景から説明すると共に、薬剤師業務及び現状の問題点を整理し、その具体的改善策、また今後の問題について具体例をもとに論述し、理想的な医薬分業の実現に必要な施策、薬剤師教育について考察し、次のような結論を得た。

1 薬剤師が医療の場でその本来の機能を発揮するために医療薬学の知識及び技能が重要であるにもかかわらず、教育側の対応は遅々として進んでいなかった。そこで、社会的要請に応えるために、厚生省では免許時の知識、技能を確認するための基準を改正し、試験科目の見直し、出題基準の作成等を行い、薬剤師国家試験の内容を医療薬学を重視したものに改善した。これにより、私立薬科大学では医療薬学関係の講座が新設されるなど、薬剤師の資質の改善

が一步前進した。

2 医薬分業により、患者志向の調剤を行うためには、薬局における患者ごとの薬歴管理は必須である。薬局における保険調剤に関して薬歴管理料が新設されたことは、単独の処方せんの監査だけでは発見しにくい重複投与、相互作用がチェックされ、また発見された疑義については、投与中止、医薬品の変更等の処方内容の変更がなされるなど、薬剤師業務改善の観点からその重要性が確認された。

3 病院における薬剤師の技術料として薬剤管理指導料が新設された。本業務は病院薬剤師業務を画期的に転換する原動力となった。導入後点数の大幅な増額、施設基準の緩和が行われたことによって、大規模病院ではその大半が実施するに至った。また、医師、看護婦及び患者からも高い評価を受け、その効果の例として、服薬遵守の向上や在院期間の減少が示されている反面、薬剤師の臨床知識不足が露呈されるなど、さらなる薬剤師の資質の向上が強く要請された。

上記の新しい業務の導入により、薬局薬剤師及び病院薬剤師のそれぞれの業務が大幅に改善され、薬局薬剤師と病院薬剤師の機能分化、医薬分業の進展、薬剤師業務の拡張などが図られた結果、患者に対する薬物療法が従来にもまして充実し、医療の質の向上に著しく貢献した。しかし、医薬分業はいまだ進展途上であり、今後益々推進していくかねばならない。そのためには、薬剤師の資質の向上をなお一層高めることが根本問題であり、さらに医師との対話の積み重ねにより理解を求めることが必要である。

以上の成果は、薬剤師業務改善の本質を見つめ、来るべき21世紀の薬学及び薬剤師に対する指針を提示している点、博士（薬学）の学位を授与するにふさわしいと考える。